

鴻巣市川里農業研修センター 利用の手引き

1. 施設についての概要

【センター名称・連絡先】

鴻巣市川里農業研修センター
(指定管理者：公益社団法人鴻巣市シルバー人材センター)
〒365-0004 埼玉県鴻巣市関新田1800
TEL：048-569-1763

【利用可能時間】

期間	利用可能時間
4月1日から9月30日（日曜日を除く）	午前9時から午後9時30分まで
10月1日から3月31日 4月1日から9月30日の間の日曜日	午前9時から午後9時まで

【休館日】

- ・月曜日（月曜日が祝日にあたるときはその日後において最も近い平日も休館とします）。
- ・休日（日曜日が祝日にあたるときは開館します（1月1日を除く））。
- ・1月1日から1月4日まで、12月28日から12月31日までの年末年始。

【使用料金】

区分	1時間あたりの使用料	加算使用料
集会室	450円	ピアノ利用時 1回100円
第1会議室	300円	
第2会議室	150円	
第3会議室	300円	
和室	150円	
調理実習室	150円	100円
食品加工室	150円	100円

※市外利用者（構成員の過半数が鴻巣市内に在住でない者又は市内在勤・在学でない者である団体又は名簿により構成員が確認できない団体）は上記使用料を2倍した額。

※使用時間が1時間以内のとき又は時間に端数が生じたときは、1時間とします。

※市内団体のうち中学生以下を主たる対象として行う事業や、障がい者（児）の自立及び社会参加に係る事業で利用する場合等は、申請により使用料の減額が受けられます。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【利用できる方】

鴻巣市公共施設予約システムにおける利用登録を受けた市内外の個人、グループ及び団体。

※グループ、団体で利用される方は、構成員名簿のご提示をお願いします。

【利用の制限】

利用目的が次に該当するときは、利用を制限させていただくか、利用をお断りすることがあります。

- ・公益、風俗、秩序、環境を乱す行為があるとき。
- ・施設等を毀損するおそれがあるとき。
- ・施設の管理上、支障があると認められたとき。
- ・公共施設案内・予約システムでの禁止行為を行ったとき。
- ・営利等を目的とする各種教室や塾等の活動、興行等。
- ・製品販売、宣伝を目的とする催事や営業活動、販売促進活動。

2. 利用までの流れ

2-1. 利用者登録

- ・施設予約を行うには、事前に利用者登録を行い、利用者番号を取得する必要があります。その際は、登録申請書の提出と、団体（複数人）で利用される方は、団体構成員名簿の提示が必要です。
- ・手続きは、ご本人、代表者、連絡者の他団体の構成員に限ります。ご本人様確認ができる書類をご提示ください。
※利用者登録を行うと、市内の他公共施設も登録内容に応じて利用可能となります。他施設で利用者登録をした方は、当施設で改めて登録する必要はありません。

【利用者登録の注意事項】

- ・利用者登録の有効期限は登録年度から3年後の年度末までとなります。継続して施設を利用したい方は、改めて登録手続きが必要になります。
- ・利用者番号は、当該手続きにより登録された個人及び団体のみが利用できます。
- ・登録したパスワードを他の方に知られることのないようご注意ください。
- ・登録内容の変更や利用者番号の停止を行う場合は、速やかに窓口にご相談ください。その際は、本人確認書類、登録済証、変更内容の分かるものをご持参ください。
- ・利用者登録時に団体名簿により市内団体、市外団体の確認を行います。構成員の半数以上が市内在住、市内在勤者であることが確認できた場合は市内団体となります。それ以外や、名簿の提示がいただけない場合は市外団体となります。

2-2. 施設利用の申込み

利用者登録のうえ「抽選申込み」又は「一般申込み」が必要です。抽選申込みは、市内団体登録者に限ります。

【抽選申込み】

(ア) 毎月1日から7日の間に2ヶ月後の1ヶ月間について、抽選申込みを受け付けます。

※インターネットを利用できる環境にない方は、1日から7日の窓口受付時間内に、施設窓口にて職員が代行で抽選申込みを承ります。

※1利用者あたり、予約数は月6回を上限とします。

(イ) 8日の午前0時に予約システムが自動的に抽選を行います。

(ウ) 抽選で当選したものは「仮予約」となります。2週間以内に予約システム、または施設窓口にて使用料の支払いをしてください。これにより予約が完了となります。

※2週間以内に支払いが確認できない場合、仮予約は取消されますのでご注意ください。

【一般申込み】

抽選申込みのなかった枠については一般申込み対象となります。すべての登録団体が申込みをすることができます。一般申込みは毎月8日午前9時から受付します。抽選申込みのなかった枠や、仮予約後に支払いがなく予約が取消しとなった枠については、一般申込みで受け付けます。

※一般申込みは申込順となります。

・仮予約後は原則2週間以内（利用日前日から起算し20日を切って予約した場合は、利用日前日から起算し7日前まで）に使用料の支払いを済ませてください。支払いがない場合、仮予約は自動的に取消しとなります。

・利用日6日前から利用日前日までに予約した方は、当日中の支払いが必要になります。

※窓口支払いを希望する方は、施設休館日にご注意ください。当日支払いが出来ないときは予約取消しになります。

・利用内容について、利用の制限に該当する場合は利用をお断りすることがあります。

【窓口での利用申請方法】

インターネット環境がない方や公共施設予約システムの使い方がわからない方は、施設窓口にお申し出ください。

【当日利用方法】

予約をせずに当日部屋を使いたい場合は、システムから申請・支払いはできません。施設窓口で申請書をご記入いただく必要があります。

2-3. 支払い方法

お支払いは、公共施設予約システム上、もしくは施設窓口にてお願いします。

【オンライン決済方法】

- ① クレジットカード（VISA、Master、JCB、AMEICANEXPRESS、Diners）
- ② PayPay
- ③ ApplePay

【窓口決済方法】

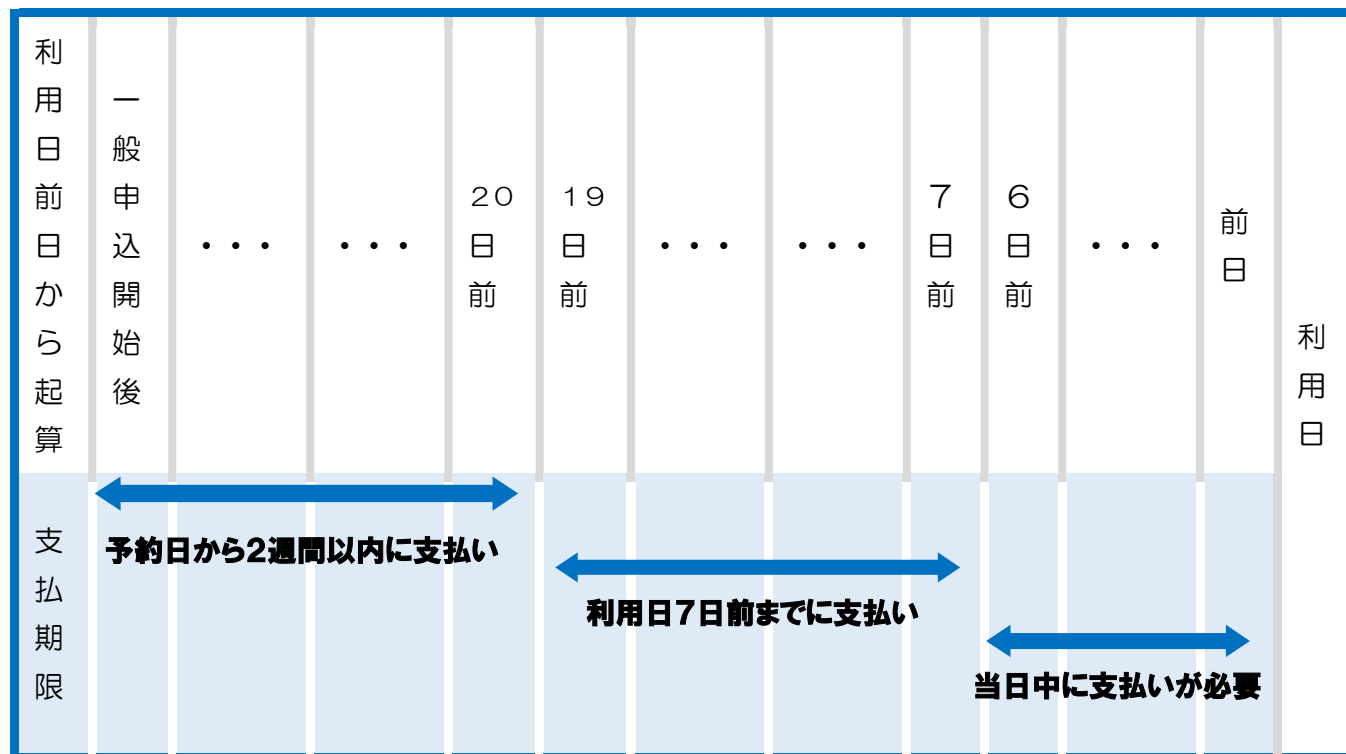
- ① 現金
- ② クレジットカード（VISA、Master、JCB、AMEICANEXPRESS、Diners）
- ③ 電子マネー（iD、楽天Edy、WAON、nanaco、交通系IC）
- ④ QRコード（PayPay、d払い、auPAY、QUICPay）

【支払い期日】

- ・抽選結果後、原則、2週間以内に使用料をお支払いください。期間最終日が休館日のときは繰上げとなりますのでご注意ください。
- ・仮予約日から利用日前日までが20日を切っている場合は、利用日前日から起算して7日前までに使用料をお支払いください。
- ・利用日前日から7日前以降にご予約の際は、予約日当日中に使用料の支払いを済ませてください。

※いずれの場合も、期日までに使用料の支払いが確認できない場合は予約取消となります。

（表1）仮予約から支払いまでの期日



【使用料の減免・免除】

鴻巣市川里農業研修センター条例施行規則第6条1項または2項に該当する方は、使用料の減免・免除を受けられます。『鴻巣市農業研修センター使用料減免申請書』に根拠資料を添付のうえ、窓口にご提出ください。

2-4. 利用許可の変更

- ・料金支払い後の変更は、利用日の7日前まで、1回に限り可能です。
- ・変更を希望する場合は、変更前の利用許可書及び利用者登録済証を添えて施設の窓口へ提出してください。
- ・部屋の変更などによる使用料の過不足については、不足分の使用料はお支払いいただきますが、差額の還付はしませんのでご了承ください。
- ・自己都合による予約の取消しは、使用料を還付しませんのでご了承ください。

3. その他

利用に関するお問い合わせは、施設窓口へお尋ねください。